

〔古事記傳四十四〕他田宮、他ノ字、舊印本に池、書るは誤なり、他是袁佐と訓、書紀に譯語と書れたる意なり、推古事紀に通事事にあり、又欽明紀姓氏錄和名抄筑前郷名なごに、曰佐あるは假字なり、但此も韓國より書ある字なるべし、さて此ノ曰字を日本作るは寫誤なり、さて袁佐あるは假字なり、但此も韓國より書あるべし、又他ミ書は、此も韓國よりのこそか、將皇國にての事にて、隈を前股を侯と書類にや、其意知りがたし、他國の語を通はす由かとも思へど、然にはあらじ。

〔續日本紀八正〕養老三年十一月戊寅少初位下河内手人大足賜不恐衍○不字下譯姓、

〔古事記傳中應神〕百濟國○中貢上手人。韓鍛名卓素亦吳服西素二人也。

〔古事記傳三十三〕手人は諸本並人手を作れども、其は下上に寫誤れること決ければ、今改めつ、師(賀茂真淵)は人手を作るまゝにて、氏毘登(ビトシマツ)訓れしに非ず、書紀雄略卷に吉備臣弟君遠自百濟獻漢手人部衣縫部安人部、また百濟所獻手末才伎、また西漢才伎、また百濟所獻今來才伎、仁賢卷に遣日鷹吉士使高麗召巧手者、また日鷹吉士遣自高麗獻工匠須流枳奴流枳等、今倭國山邊郡額田村熟皮高麗是其後也、なぞ見ゆ職員令内藏寮下に典履二人、掌縫作鞞履鞍具乃檢校百濟手部百濟手部十人、掌雜縫作事大藏省下にもかく見えたる(共に事ノ字は革の誤か、又手部も氏毘登と訓べし、手人は諸の物を作る工を云稱なり、今俗に職人内藏寮式に雜作手造御櫛手二人、夾纈手二人、龍纈手二人、暈綿手二人、造油絶手二人、織席手一人、また染手五人などある手も、みな手人の意なり、さて此は韓鍛治と吳服とを指ていへり)

〔日本書紀天武十九〕十三年十月己卯朔詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰真人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、

〔日本書紀天武十九〕十三年十一月庚午日沒時、星隕東方、大如盆、逮于戊天文悉亂、以星隕如雨、

〔新撰姓氏錄序〕真人、是皇別之上氏也、并集京畿、以爲一卷附皇別首、